

# 第26期 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日から2024年3月31日まで



## 開催情報

日時：2024年6月20日（木曜日）

午前9時受付開始

午前10時開会

場所：東京都港区港南2丁目16番1号

品川イーストワンタワー 9F

ハウスコム株式会社 本社大会議室

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件…………… 5
- 第2号議案 取締役5名選任の件…………… 6
- 第3号議案 監査役1名選任の件……………13
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件…15

## 目次

- 第26期定時株主総会 招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類…………… 5
- 事業報告……………18
- 連結計算書類……………48
- 計算書類……………51
- 監査報告書……………54

株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配付を取り止めさせていただいております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**ハウスコム株式会社**

証券コード：3275

証券コード 3275  
(発送日) 2024年6月5日  
(電子提供措置開始日) 2024年5月30日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番1号  
**ハウスコム株式会社**  
代表取締役社長 田 村 穂

## 第26期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.housecom.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3275/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハウスコム」または「コード」に当社証券コード「3275」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日） 午前10時  
2. 場 所 東京都港区港南2丁目16番1号  
品川イーストワンタワー 9F  
ハウスコム株式会社 本社大会議室
3. 目的事項  
報告事項
1. 第26期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第26期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

◎ 株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配付を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月20日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 包  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
X X X X 年 X X 月 X X 日


1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

見本  
ログイン用QRコード  
ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

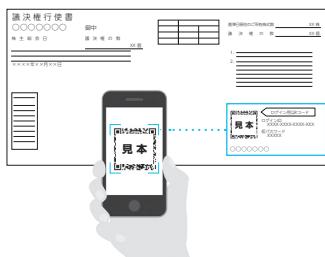
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

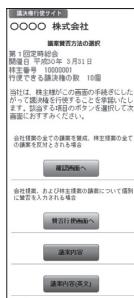
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

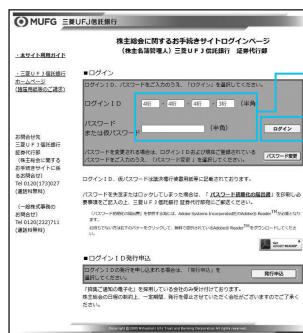
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして認識しております。配当政策につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて、継続的かつ安定的に利益配分する方針であり、具体的には、各期の経営成績の状況等を勘案し、配当性向30%を基本方針に、株主の皆様への利益還元を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び株主還元の安定性等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき9円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金8円を含め、1株につき17円となります。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金9円 総額68,769,558円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月21日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	現在の当社における担当	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任 田村 穂	代表取締役	社長執行役員 兼 グループ統括ユニット長	14回中14回出席 (100%)
2	再任 安達 昌功	取締役	執行役員 業務ユニット長	14回中14回出席 (100%)
3	再任 松川 泰三	取締役	—	11回(注)中11回出席 (100%)
4	再任 社外 独立 石本 哲敏	取締役	—	14回中14回出席 (100%)
5	再任 社外 独立 角田 朋子	取締役	—	14回中14回出席 (100%)

(注) 2023年6月16日就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。

候補者番号 **1**

たむら けい  
**田村穂**

(1965年7月29日生)

再任

所有する当社の株式数

普通株式  
111,200株

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年11月 ハウスコム株式会社（2006年2月に株式会社ジューシー情報センターに商号変更）入社
- 2003年12月 当社へ転籍
- 2005年4月 取締役西日本営業部長
- 2010年4月 常務取締役東日本営業部長
- 2012年4月 常務取締役営業本部長
- 2014年3月 代表取締役社長
- 2018年4月 代表取締役社長執行役員
- 2021年3月 株式会社宅都（現 大阪ハウスコム株式会社）取締役
- 2022年4月 代表取締役社長執行役員兼グループ統括ユニット長（現任）
- 2023年6月 株式会社シーアールエヌ取締役（現任）

#### 選任理由

同氏は、長年にわたり、当社の事業全般について業務を執行し、ハウスコムブランド及び企業価値の向上に尽力してまいりました。代表取締役に就任後は、業務の執行に加え、当社グループ全体を統括しており、当社の持続的な成長及び新規分野への進出等に強いリーダーシップを発揮しております。また、他の取締役の業務執行の監督についても、その職責を十分に果たしております。

今後も、当社グループのさらなる発展のためにその豊富な経験、知識及びリーダーシップが必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2**

あ だち まさ のり  
**安 達 昌 功**

(1971年7月23日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式  
42,000株

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年 8 月 ハウスコム株式会社（2006年2月に株式会社ジューシー情報センターに商号変更）入社
- 2003年12月 当社へ転籍
- 2010年 4 月 中日本営業部長
- 2012年 4 月 東日本営業部長
- 2014年 4 月 事業推進部長
- 2014年 6 月 取締役事業推進部長
- 2017年 4 月 取締役経理部長兼情報システム部長
- 2018年 4 月 取締役執行役員業務部長
- 2020年 4 月 取締役執行役員ITシステム部長
- 2020年10月 エスケイビル建材株式会社取締役（現任）
- 2021年 4 月 取締役執行役員第4営業部長兼ITシステム部長
- 2022年 4 月 取締役執行役員業務管理ユニット長
- 2022年10月 取締役執行役員業務管理ユニット長兼売買ユニット長
- 2023年 4 月 取締役執行役員業務ユニット長兼売買事業部長
- 2023年 6 月 株式会社シーアールエヌ取締役（現任）
- 2024年 5 月 取締役執行役員業務ユニット長（現任）

### 選任理由

同氏は、長年にわたり、当社の営業部門及び管理部門の責任者として、その豊富な経験及び知識を十分に発揮して、ハウスコムブランド及び企業価値の向上に尽力してまいりました。また、他の取締役の業務執行の監督についても、その職責を十分に果たしております。

今後も、当社グループのさらなる発展のためにその豊富な経験及び知識が必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**

まつ かわ たい ぞう  
**松 川 泰 三**

(1966年1月14日生)

再 任

所有する当社の株式数  
普通株式  
0株

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年10月 大東建託株式会社入社  
2016年 4 月 同社不動産事業推進部長  
2021年 4 月 大東建託パートナーズ株式会社取締役  
少額短期保険ハウスガード株式会社取締役（現任）  
2023年 4 月 大東建託株式会社執行役員（現任）  
大東建託パートナーズ株式会社常務取締役（現任）  
株式会社セイルボード（現 株式会社キマルーム）取締役  
（現任）  
2023年 6 月 当社取締役（現任）

### （重要な兼職の状況）

- 大東建託株式会社執行役員  
大東建託パートナーズ株式会社常務取締役  
少額短期保険ハウスガード株式会社取締役  
株式会社セイルボード（現 株式会社キマルーム）取締役

### 選任理由

同氏は、長年にわたり不動産賃貸業界において業務を行っており、現在は大東建託パートナーズ株式会社の常務取締役として、その豊富な経験及び知識を活かして業務の執行を行っております。

当社といたしましては、当社グループのさらなる発展のため、同氏の有する経験及び知識が必要と判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

いし もと あき とし  
**石 本 哲 敏**

(1962年6月1日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

普通株式

0株

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1990年4月 東京弁護士会登録  
2000年4月 石本哲敏法律事務所開所  
同所代表弁護士（現任）  
2007年4月 あいホールディングス株式会社社外監査役  
2007年9月 当社社外取締役（現任）  
2019年3月 岡部株式会社社外取締役（現任）

#### 選任理由

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

同氏につきましては、取締役会の監視機能強化のため、また、CS（顧客満足度）向上に関する同氏の弁護士としての専門知識と経験等を、当社の経営に活かしていただけると考えたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年9ヶ月となります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 **5**

つのだともこ  
**角田 朋子**

(1971年4月9日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数  
普通株式  
0株

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2006年10月 個人会計事務所開所
- 2007年12月 公認会計士登録
- 2008年10月 有限責任監査法人トーマツ入所
- 2014年 2 月 角田朋子公認会計士事務所開所  
同所代表公認会計士（現任）
- 2017年 8 月 株式会社シン・コーポレーション社外取締役
- 2018年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2018年 8 月 株式会社Lumiere代表取締役（現任）
- 2021年 6 月 株式会社カチタス社外監査役（現任）

#### 選任理由

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

同氏につきましては、取締役会の多様性を図り監視機能を強化するため、また公認会計士としての専門知識と経験等の見地から経営や企業統治に関する意見をいただき、重要事項の決定と業務執行の監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者松川泰三氏は、現在親会社の子会社である大東建託パートナーズ株式会社の業務を執行しております。  
なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、現在、石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役鶴田信一郎氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

つる た しんいちろう  
鶴 田 信一郎

(1957年12月9日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数  
普通株式  
0株

### 略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1995年4月 第二東京弁護士会登録  
蜂谷法律事務所入所

2004年4月 独立開業（現任）

2016年6月 当社社外監査役（現任）

### 選任理由

<社外監査役候補者とした理由>

同氏につきましては、弁護士としての専門知識と経験等により、業務執行の経営判断の妥当性について、法的立場から意見・支援を受けることで、当社の監査体制の強化に活かしていただけると考えたため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者鶴田信一郎氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、現在、鶴田信一郎氏との間で、当社定款第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者の補欠の社外監査役としての選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

やま もと まさ き  
**山 本 将 貴**

(1974年4月28日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式  
0株

### 略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1998年4月 株式会社ぎょうせい入社

2016年1月 第二東京弁護士会登録  
将山法律事務所開所

2021年12月 弁護士法人平田法律事務所入所（現任）

### 選任理由

<補欠の社外監査役候補者とした理由>

同氏につきましては、弁護士としての専門知識と経験等により、業務執行の経営判断の妥当性について、法的立場から意見・支援を受けることで、当社の監査体制の強化に活かしていただけたと考えたため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者山本将貴氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
なお、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、山本将貴氏が選任され、監査役に就任した場合、当社定款第35条の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。  
山本将貴氏が選任され、監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【参考】スキル・マトリックス

取締役／監査役	企業 経営	財務・ 会計	リスク管理	不動 産・ 業界知 見	法務 ・コン プライ アンス	IT	事業戦 略・ DX	ESG
代表取締役 社長執行役員	田 村 穂	○		○			○	
取締役 執行役員	安 達 昌 功	○		○		○		
取締役	松 川 泰 三	○		○				○
社外取締役	石 本 哲 敏		○		○			○
社外取締役	角 田 朋 子	○	○					○
常勤監査役	村 岡 彰		○	○	○			
社外監査役	今 井 良 明	○	○					○
社外監査役	鶴 田 信 一 郎		○		○			○

※対象者の有するスキル等のうち主なもの最大3つに○をつけています。対象者のスキル等の全てを表すものではありません。

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国の経済は、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているものの、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、正常化が進みました。

このような環境の下、ハウスコムグループ（当社及び当社の連結子会社、以下「当社グループ」）のコア事業である不動産賃貸仲介業界におきましては、賃貸需要が回復軌道に乗り、外国人居住者が大都市圏を中心に増加していることも相まって、2024年に入ってから賃貸需要は底堅く推移しています。しかしながら、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化、為替の変動、原材料や物価の上昇、能登半島地震等の外的要因により国内の諸産業が影響を受け、その結果、転居需要にも影響が生じる可能性も考えられます。また、進行する人材不足がサービス品質や収益の低下を招くことも懸念されます。こうした変動下においても、収益を確保し、持続的な成長を可能にするため、さらなる事業の効率化を推し進めるとともに、当社グループの「個」にフォーカスし、社員各々の価値を最大限に引き出して中長期的な企業価値向上につなげることが、当社グループの重要な経営課題になっています。

当社グループは、2023年6月20日に関西圏で不動産に関する「クラスモ」ブランドを展開するフランチャイズ本部である株式会社シーアールエヌの株式を取得（2023年11月に完全子会社化）し、事業の多角化を進めました。また、DX化の推進による店舗での業務の質的向上・効率化を図るとともに、人材不足への対応といたしましては、従来の採用活動だけでなく、外国人、アスリート、障害者、シニアの方々も対象とした採用の多様化を積極的に進めました。採用の他にも、リテンションや人材育成の強化、外部リソースの活用に取り組み、また、店舗の定休日設定や有給休暇取得の奨励等、グループワイドで働き方改革を推進しました。さらに、多様な人材が活躍する職場環境や体制づくりのため、各種LGBTQ施策をグループ内に導入し、「PRIDE指標2023」において「ゴールド」を受賞しました。

これらの事業運営を進めてきた結果として、当社グループの連結経営成績は、営業収益13,529百万円（前期比4.6%減、650百万円減）、営業利益502百万円（前期比27.5%増、108百万円増）、経常利益685百万円（前期比10.5%増、65百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益410百万円（前期比25.5%増、83百万円増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。また、セグメント区分による各事業の内容・連結決算への反映期間は（注1）（注2）に記載しております。

① 不動産関連事業（注1）

当社グループのコア事業で、不動産賃貸仲介業務及び関連サービスから成る不動産関連事業は、営業収益は11,951百万円（前期比4.7%減、589百万円減）、セグメント利益は2,378百万円（前期比8.8%増、193百万円増）となりました。店舗の統廃合等を進めた結果、仲介件数はグループ全体で77,546件と前期比5.7%減少し、当セグメントの営業収益の減少をもたらしました。これは、働き方改革の推進、労働効率の向上、業務のDX化を進めている中で、営業収益と営業費用のバランスの最適化を図ったことによるものです。こうした中で、進学・就職・転勤などにより賃貸仲介需要が高まることに伴い当社グループの収益が年間で最も高くなることが例年の傾向となっている1月～3月において当期は、不動産ポータルサイトへの計画的かつ効果的な広告施策により、取り扱い物件に関するお客様からのお問い合わせ数が順調に増加し、広告への投資効率も大きく向上したことが収益性の向上に寄与しました。

また、大阪ハウスコム株式会社は本社の基幹システム活用やバックオフィス業務の本社移管が進み、事業効率、収益性が向上しました。前期には当社グループとは決算期が異なっていた同社について、2023年3月期は賃貸仲介件数がハイシーズンを迎える3月分を含む13か月間の営業収益を計上しましたが、2024年3月期からは同社の決算期をグループの決算期に合わせ、2023年4月から2024年3月までの12か月間の営業収益を計上しました。

② 施工関連事業（注2）

不動産仲介を契機とする家主様・入居者様からの原状回復工事やリフォーム工事、鍵交換・サニタリー工事の依頼に対応する諸工事等と、リフォームや改修工事等に関わる営繕・建築請負工事、下請け工事等から成る当社グループの施工関連事業について、営業収益は1,577百万円（前期比3.7%減、60百万円減）、セグメント利益は196百万円（前期比7.2%増、13百万円増）となりました。住宅の資産価値を向上させる手段の一つとしてのリフォームを中心とした「ハウスコムコミュニケーションズ株式会社」の協力会社とのアライアンス強化や施工の内製化が進み、収益性の向上に寄与しました。

(注1) 「不動産関連事業」はハウコム株式会社及び子会社13社の合計14社により構成されています。また、当連結会計年度の連結業績への反映期間は、以下のとおりです。

ハウコム株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム東東京株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム西東京株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム東神奈川株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム西神奈川株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム千葉株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム埼玉株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム関東株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム静岡株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコム東海株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
大阪ハウコム株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
琉球ハウコム株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
ハウコムテクノロジーズ株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄  
株式会社シーアールエヌ 2023年7月1日より2024年3月31日迄

(注2) 「施工関連事業」は子会社2社により構成されています。また、当連結会計年度の連結業績への反映期間は、以下のとおりです。

エスケイビル建材株式会社 2023年1月1日より2023年12月31日迄  
ハウコムコミュニケーションズ株式会社 2023年4月1日より2024年3月31日迄

当社グループの当連結会計年度における経営成績は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減額	増減率
営業収益				
不動産関連事業	12,540,795	11,951,172	△589,623	△4.7%
施工関連事業	1,638,522	1,577,880	△60,642	△3.7%
合計	14,179,318	13,529,052	△650,265	△4.6%
営業利益				
不動産関連事業	2,185,101	2,378,475	193,374	8.8%
施工関連事業	183,596	196,864	13,267	7.2%
調整額	△1,974,374	△2,072,768	△98,394	—
合計	394,323	502,571	108,247	27.5%
経常利益	620,673	685,683	65,010	10.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	327,351	410,857	83,505	25.5%

(参考) ハウスコム株式会社単体における経営成績は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減額	増減率
営業収益				
仲介手数料収入	2,801,453	225,161	△2,576,291	△92.0%
仲介業務関連収入	1,972,770	348,709	△1,624,061	△82.3%
完成業務高	648,952	468	△648,483	△99.9%
関係会社経営指導料	976,184	2,511,917	1,535,732	157.3%
その他の収入	872,114	143,262	△728,852	△83.6%
合計	7,271,476	3,229,519	△4,041,957	△55.6%
営業費用	7,235,867	3,003,060	△4,232,807	△58.5%
営業利益	35,608	226,458	190,850	536.0%
経常利益	258,288	406,445	148,156	57.4%
当期純利益	154,979	187,515	32,536	21.0%

ハウスコム株式会社は、2022年10月1日に実施した分社化により、営業収益の一部が子会社にて計上されることとなったため、2024年3月期に単体で計上する営業収益が2023年3月期に比べ大きく減少しております。単体における当事業年度の業績は、営業収益3,229百万円（前期比55.6%減）、営業利益226百万円（前期比536.0%増）、経常利益406百万円（前期比57.4%増）、当期純利益187百万円（前期比21.0%増）となりました。

2022年10月に持株会社体制へ移行し、分社化を実施して以来、ハウスコム株式会社と連結子会社15社でコア事業である不動産賃貸仲介業務及びその関連サービスや、原状回復工事・リフォーム・請負建築工事等の施工関連事業に従事しています。当分社化の後、子会社が店舗で行う賃貸仲介等によって発生する仲介手数料・付帯収入及びリフォーム事業の収益は原則として子会社の営業収入として計上されるとともに、人件費・家賃・諸経費等の店舗運営費用は子会社の費用として計上される等、当社グループ内で発生する営業収益・費用の多くは子会社で計上されるようになりました。一方で、関係会社経営指導料については2023年3月期が分社後の10月から3月が計上されていることに対し、2024年3月期は4月から3月までが計上されております。これらの結果、ハウスコム株式会社単体で計上する営業収益が2023年3月期に比べ大きく変動し、その増減率は55.6%減となりました。

## (2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

### ① 資金調達

該当事項はありません。

### ② 設備投資

当連結会計年度において実施いたしました、主な設備投資は次のとおりであります。

事業所名	地区	業種の種別 セグメントの 名称	設備の内容	取得価額（千円）		
				建物附属 設備	ソフト ウェア	合計
松戸店	千葉地区1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃貸)	855	—	855
中野店	東京地区移転1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃貸)	9,992	—	9,992
赤羽店	東京地区1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃貸)	403	—	403
関内店	神奈川地区移転1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃貸)	6,366	—	6,366
勝川店	愛知地区1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃貸)	380	—	380
岐阜店	ほか岐阜地区1カ所 (合計2カ所)	不動産関連事業	営業店舗 (賃貸)	1,132	—	1,132
天満橋店	ほか大阪地区1カ所 (合計2カ所)	不動産関連事業	営業店舗 (賃貸)	1,650	—	1,650
本社	東京地区1カ所	—	本社 (賃貸)	219	18,330	18,549
合計				20,999	18,330	39,329

リース契約による主な賃貸設備は、次のとおりであります。

名 称	数 量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
(オペレーティングリース)				
車 両 運 搬 具	320	5年	44,115	83,758
工 具、器 具 及 び 備 品	155	1年	3,616	3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 2023年3月期	第26期 (当連結会計年度) 2024年3月期
営 業 収 益 (千円)	12,299,898	14,206,774	14,179,318	13,529,052
経 常 利 益 (千円)	576,363	614,998	620,673	685,683
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	312,256	372,970	327,351	410,857
1株当たり当期純利益	40円37銭	48円33銭	42円48銭	53円35銭
総 資 産 額 (千円)	9,853,143	10,178,237	11,482,533	10,781,008
純 資 産 額 (千円)	6,512,559	6,789,055	7,018,459	7,240,553
1株当たり純資産額	837円07銭	877円51銭	905円89銭	943円49銭

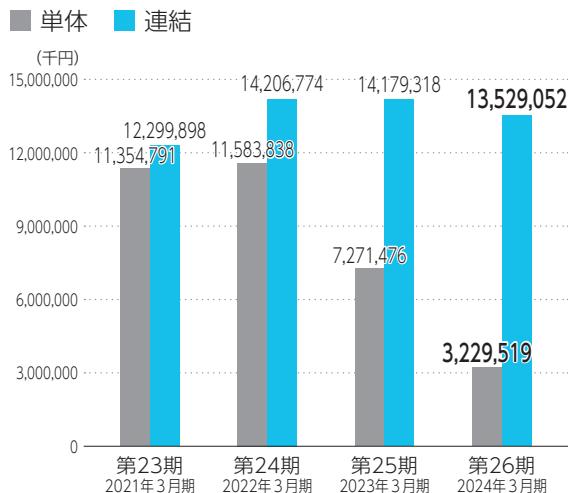
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期連結会計年度の期首から適用しており、同連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

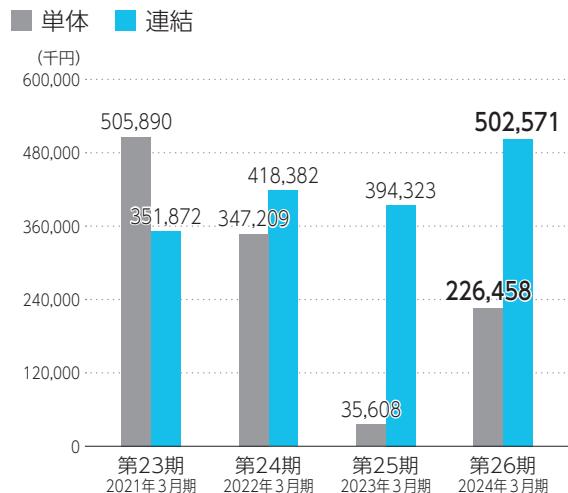
区 分	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 2023年3月期	第26期(当期) 2024年3月期
営 業 収 益 (千円)	11,354,791	11,583,838	7,271,476	3,229,519
経 常 利 益 (千円)	709,260	542,940	258,288	406,445
当 期 純 利 益 (千円)	430,477	328,224	154,979	187,515
1株当たり当期純利益	55円66銭	42円53銭	20円11銭	24円35銭
総 資 産 額 (千円)	9,817,601	10,186,092	10,086,110	9,460,034
純 資 産 額 (千円)	6,873,366	7,073,912	7,137,619	7,148,596
1株当たり純資産額	883円66銭	914円50銭	921円34銭	931円46銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期事業年度の期首から適用しており、同事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

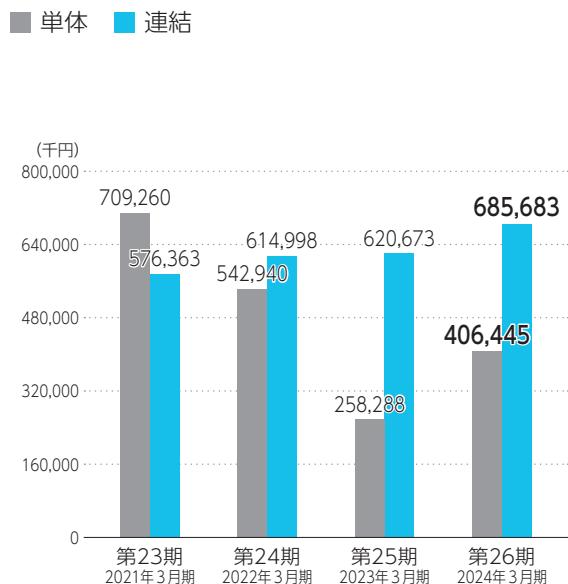
## 営業収益



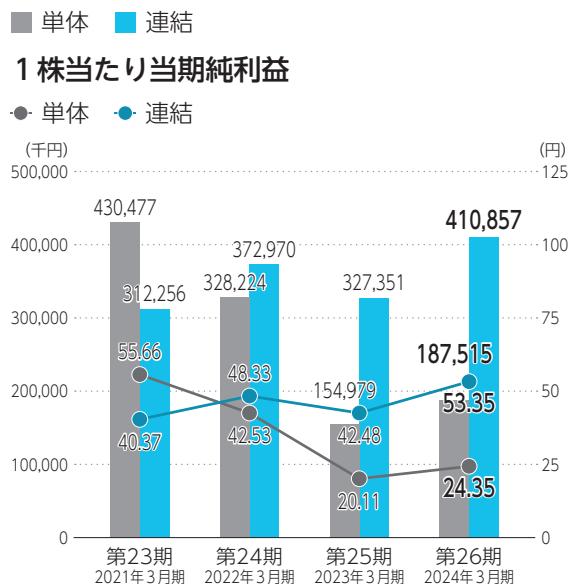
## 営業利益



## 経常利益



## 親会社株主に帰属する当期純利益



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで不動産賃貸仲介をコア事業として成長を遂げてきました。その事業規模の拡大は、店舗数の増加をベースとして、周辺商品・周辺事業に収益の間口を広げながら、IT技術の活用と人材の質を競争力の礎とすることで実現してきたものでした。一方で、新型コロナウイルス感染症の広がりによる転居需要の減少に直面したときに営業収益の減少を補いきれずに減益になったことは、事業ポートフォリオの見直しの必要性を示唆するものでありました。

このような状況を踏まえ、今後の更なる発展のためには、事業領域の拡大及び競争力の強化等による成長の加速と、継続収入型サービスによる安定収益基盤の構築を含めた新たな事業ポートフォリオの構築が中長期的な経営戦略として重要であると認識しております。

そして、今後の成長に向けて事業を前進させていく上で、各種施策を遂行する基盤として、コンプライアンスやお客様満足度向上の追求等は揺るがせてはならない必要不可欠なものであると受け止めております。このような状況認識に基づき、事業運営において優先的に対処すべき課題は以下のとおりです。

##### ① コンプライアンスの徹底

当社グループは、宅地建物取引業法に基づき、監督官庁（国土交通大臣または都道府県知事）から宅地建物取引業免許を取得しており、当社グループが属する不動産賃貸仲介業界は、当該法規制等の下に事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、宅地建物取引業法のみならず、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動しております。これは将来においても変わることのない方針であるため、全社的に更なる徹底が必要であると考えており、全従業員を対象としたeラーニングシステムを活用し、コンプライアンス意識の更なる醸成を進めてまいります。

##### ② お客様満足度の向上

部屋探しのお客様の満足度を高めるためには、仲介斡旋可能な賃貸物件の品揃え（幅広く多数の物件をご紹介できること）と、当社スタッフが高い提案力と好感の持てる接客でお客様に向き合うことが重要であると考えられます。それらをより良くしていくために、物件についての仕入れ・空室情報の入手と、各種研修やOJT等を通じたサービス水準の向上に努めてまいります。

### ③ 人材育成の強化

優秀な人材を確保することができなければ事業の発展は困難であり、お客様満足度の向上も企業価値の向上も、いずれも実現は困難になります。そのため、事業活動の要となる人材の確保・育成強化に努めてまいります。具体的には、入社時からはじまり各職種・各階層別に策定された各種研修プログラムに基づき、計画的に研修を実施し、知識の向上ではeラーニングシステムを活用し人材育成を強化しております。また、経験の幅を広げ蓄積を重ねていくため、店舗間の異動や本社－店舗間の異動を適切なタイミングで行うように努めてまいります。

### ④ IT技術の積極的な導入と活用の浸透（店舗競争力の強化）

店舗競争力の強化は事業戦略の重要方針の1つであり、そのなかでも、現在、不動産テックと呼ばれるIT技術を活用して部屋探しのお客様のニーズを満たすことが、競争力の重要な要素になっています。当社グループは、早くよりAI（人工知能）を活用した部屋探し支援サービスやマイボックス（個人別連絡用WEBサイト）、AIを活用したチャット機能などを導入してきました。また、最近の社会情勢下で求められるオンラインサービスにも対応済みです。こうした技術の活用は、単に仕組みの導入だけでなく運用における習熟が快適な利便性の鍵になり得るとともに、常により利便性の高いものが求められる可能性があります。これら技術の導入について常に見直しを進め、スピーディーに習熟して高い品質の実運用を行えるようにするとともに、業務フローやバリューチェーンの変更と一体化させた不動産DXの実現を進めてまいります。

#### ⑤ サステナビリティへの取り組み

当社グループは、サステナビリティに関する取り組みを通じて企業価値の持続的な向上を図るために「私たちは、住まいのサービス業として、お客様に快適な暮らしを、家主様には安定した経営を提供することを通じて、事業活動の継続的な発展と持続可能な社会の実現を目指します。」をサステナビリティ基本方針とし、特に注力すべき7つのマテリアリティ（重要課題）を選定し、追求しております。中長期的な企業価値向上のためにも、業績の拡大のみならず、社会課題への対応をより一層推進し、持続可能な社会の実現に積極的に寄与することを目指してまいります。

マテリアリティ	
1. 環境	事業活動による環境危機への対応
2. 社会	地域社会との共創
3. 人材・組織	より活力をもって働く事ができる企業風土の構築
4. 企業統治	透明性の高い経営を行えるガバナンス体制の構築
5. 土地・資産	資産の活用・維持・向上を支援
6. 賃貸住宅	安全・充実した賃貸住宅の提供
7. 暮らし生活	安心して暮らせる環境を提供

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

- ① 入居者斡旋等の不動産仲介業務
- ② 損害保険、並びに広告掲載の代理店業務
- ③ 不動産仲介斡旋に関連して発生する鍵交換やブロードバンドの取次など代理店業務
- ④ リフォーム、請負建築工事等の施工関連業務

## (6) 主要な店舗・営業所並びに使用人の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 主要な店舗・営業所

都道府県	店舗名	都道府県	店舗名	
栃木県	宇都宮店・宇都宮東店・小山店	神奈川県	溝の口店・鷺沼店・たまプラーザ店・武蔵小杉店	
群馬県	前橋店・高崎店・伊勢崎店・太田店 リフォームコム太田営業所		元住吉店・川崎駅前店・向ヶ丘遊園店・鶴見店	
茨城県	水戸駅前店・水戸元吉田町店 つくば研究学園店・取手店		横浜店・関内店・戸塚店・二俣川店・上大岡店	
埼玉県	熊谷店・上尾店・大宮店・大宮東口店 武蔵浦和店・北浦和店・浦和店・浦和東口店 南浦和店・蕨店・川口店・東川口店・志木店 和光店・久喜店・春日部店・越谷店・草加店 所沢店・所沢駅前店・川越店 リフォームコム川口営業所		金沢文庫店・青葉台店・日吉店・綱島店	
			菊名店・横須賀中央店・京浜久里浜店・橋本店	
			相模原店・相模大野店・本厚木店・海老名店	
			中央林間店・大和店・秦野店・湘南台店・藤沢店	
千葉県	千葉店・千葉中央店・稲毛店・勝田台店 八千代台店・津田沼店・北習志野店・船橋店 西船橋店・本八幡店・市川店・行徳店・浦安店 松戸店・柏店・南流山店・成田店 リフォームコム船橋営業所		辻堂店・茅ヶ崎店・平塚店・小田原店	
			リフォームコム二俣川営業所	
			山梨県	甲府店
		静岡県	沼津店・富士店・静岡草薙店・静岡北店	
静岡店・藤枝店・掛川店・磐田店・浜松店				
浜松東店・浜松西店・浜松高台店				
東京都	瑞江店・西葛西店・小岩店・新小岩店 青砥店・亀有店・押上店・日暮里店 綾瀬店・北千住店・中野店・高円寺店 荻窪店・赤羽店・王子店・成増店 練馬店・池袋西口店・高田馬場店 新宿店・五反田店・三軒茶屋店 桜新町店・明大前店・千歳烏山店	リフォームコム静岡営業所		
		愛知県	豊橋店・豊川店・三河豊田店・豊田店・岡崎店	
			大樹寺店・新金城店・知立店・刈谷店・野並店	
			塩釜口店・新瑞橋店・藤が丘店・星ヶ丘店	
			池下店・浄心店・高畑店・東海通店・小幡店	
		岐阜県	祖師ヶ谷大蔵店・自由が丘店 大岡山店・蒲田店・大森店 吉祥寺店・武蔵境店・三鷹店 武蔵小金井店・国分寺店・国立店 立川店・立川南口店・調布店 聖蹟桜ヶ丘店・八王子駅前店 八王子店・町田店・町田駅前店 リフォームコム立川営業所	大曽根店・黒川店・中村公園店・勝川店
				春日井店・小牧店・一宮駅前店
				リフォームコム名古屋営業所
				リフォームコム岡崎営業所
				岐阜店・岐阜駅前店
三重県	四日市店			
京都府	桂店・太秦天神川店・西院店	豊中店・茨木店・和泉府中店・千里中央店		
		北千里店・山田店・桃山台店・緑地公園店		
		江坂店・東三国店・新大阪店・西中島南方店		
		南森町店・天六店・京橋店・守口店・肥後橋店		
大阪府	天満橋店・本町店・心齋橋店 リフォームコム大阪営業所	天満橋店・本町店・心齋橋店		
		リフォームコム大阪営業所		
		香川県	高松店	
福岡県	吉塚店・天神店			
沖縄県	那覇店・小禄店			

## ② 使用人の状況

### 1) 企業集団における使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比
不動産関連事業	905 名	43 名減
施工関連事業	37 名	-
全社（共通）	98 名	10 名減
合計	1,040 名	53 名減

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### 2) 当社における使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
142 名	6 名増	40.4 歳	7.6 年

(注) 使用人数は就業人員数であります。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	資本金 (千円)	親会社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
大東建託株式会社	29,060,991	52.35	建物賃貸事業の企画・建築

当社グループは、親会社が建設した賃貸建物に対し、一般賃貸建物と同様に当社の本業の一部として入居者の仲介斡旋を行っております。

### ② 子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ハウスコム東東京株式会社	東京都新宿区	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコム西東京株式会社	東京都立川市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコム東神奈川株式会社	神奈川県横浜市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコム西神奈川株式会社	神奈川県藤沢市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコム埼玉株式会社	埼玉県さいたま市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコム千葉株式会社	千葉県千葉市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコム関東株式会社	栃木県宇都宮市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコム静岡株式会社	静岡県静岡市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業

会社名	所在地	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ハウスコム東海株式会社	愛知県名古屋市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
大阪ハウスコム株式会社	大阪府大阪市	50,000	100.0	不動産賃貸仲介業
琉球ハウスコム株式会社	沖縄県那覇市	20,000	100.0	不動産賃貸仲介業
ハウスコムコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	20,000	100.0	リフォーム事業
ハウスコムテクノロジーズ株式会社	東京都港区	45,000	100.0	広告代理店業務、WEBサイトの運営・管理業務、印刷物の制作業務
エスケイビル建材株式会社	埼玉県富士見市	10,000	100.0	塗装工事、金属製建具工事、内装工事など建築物の施工、営繕及び工事管理業務等
株式会社シーアールエヌ	京都府京都市	97,902	100.0	不動産に関するフランチャイズチェーンシステムの企画・立案・運営・提供 不動産に関するポータルサイトの運営

(注) 株式会社シーアールエヌは、2023年11月1日付で全株式の取得を完了し完全子会社化いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
当社は、特定完全子会社はありません。

- (8) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)  
該当事項はありません。

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- |              |             |                   |
|--------------|-------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 20,000,000株 |                   |
| ② 発行済株式の総数   | 7,641,062株  | (自己株式148,938株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 2,784名      |                   |
| ④ 大株主の状況     |             |                   |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
大 東 建 託 株 式 会 社	4,000,000	52.35
光 通 信 株 式 会 社	480,800	6.29
ハ ウ ス コ ム 従 業 員 持 株 会	325,700	4.26
多 田 勝 美	310,000	4.06
田 村 穂	111,200	1.46
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	91,100	1.19
田 浦 光 敏	61,000	0.80
熊 切 直 美	51,000	0.67
安 達 昌 功	42,000	0.55
浅 野 秀 樹	40,000	0.52
門 内 仁 志	40,000	0.52
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社 ( 常 任 代 理 人 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 )	40,000	0.52

(注) 持株比率は、自己株式 (148,938株) を控除して算出し、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで表示しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数
取締役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	15,000	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項」 「(2) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年5月15日 取締役会発行決議	2015年5月21日 取締役会発行決議	2016年5月18日 取締役会発行決議	2017年5月16日 取締役会発行決議
新株予約権の払込金額	1株当たり 269.98655円	1株当たり 655.51円	1株当たり 595.915円	1株当たり 827.075円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。 3. 上記1、2に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 4. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。			
新株予約権の行使期間	2014年5月31日から 2044年5月30日まで	2015年6月6日から 2045年6月5日まで	2016年6月4日から 2046年6月3日まで	2017年6月2日から 2047年6月1日まで
当社役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）			
新株予約権の数	155個	56個	57個	53個
目的となる株式の種類及び数	普通株式31,000株	普通株式11,200株	普通株式11,400株	普通株式10,600株
保有者数	1人	2人	2人	2人

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
田村 穂	代表取締役	社長執行役員 兼グループ統括 ユニット長	株式会社シーアールエヌ 取締役
安達 昌功	取締役	執行役員 兼業務ユニット長 兼売買事業部長	エスケイビル建材株式会社 取締役 株式会社シーアールエヌ 取締役
松川 泰三	取締役	—	大東建託株式会社 執行役員 大東建託パートナーズ株式会社 常務取締役 少額短期保険ハウスガード株式会社 取締役 株式会社セイルボード (現 株式会社キマルーム) 取締役
石本 哲敏	取締役	—	弁護士 石本哲敏法律事務所 代表弁護士 岡部株式会社 社外取締役
角田 朋子	取締役	—	公認会計士 角田朋子公認会計士事務所 代表公認会計士 株式会社Lumiere 代表取締役 株式会社カチタス 社外監査役
村岡 彰	常勤監査役	—	—
今井 良明	監査役	—	公認会計士・税理士 今井公認会計士事務所 代表公認会計士 グランツ税理士法人 代表社員 グランツ・コンサルティング株式会社 代表取締役 多摩監査法人 社員
鶴田 信一郎	監査役	—	弁護士 独立開業 弁護士

- (注) 1. 取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役角田朋子氏及び監査役今井良明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当社は、取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏、並びに監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ① 2023年6月16日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、取締役川原栄司氏は辞任により退任いたしました。
- ② 2023年6月16日開催の第25期定時株主総会において、新たに松川泰三氏は取締役に選任され就任いたしました。

(参考) 2024年5月2日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
田村 穂	代表取締役 社長執行役員 兼 グループ統括ユニット長 株式会社シーアールエヌ 取締役
安達 昌功	取締役 執行役員 業務ユニット長 エスケイビル建材株式会社 取締役 株式会社シーアールエヌ 取締役
尾崎 雅哉	執行役員 営業部長 兼 賃貸営業部長 琉球ハウスコム株式会社 代表取締役社長 株式会社シーアールエヌ 代表取締役社長
塚田 敦志	執行役員 営業部長 ハウスコム東東京株式会社 代表取締役社長 ハウスコム千葉株式会社 代表取締役社長
中村 美佐	執行役員 総務部長
大瀧 信也	執行役員 人事部長
増本 尚記	執行役員 経理部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第21期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬に係る報酬額を年額6,000万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役を除く。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役2名を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2021年6月18日開催の第23期定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会決議によりその決定を一任された代表取締役社長執行役員田村穂氏が行っており、株主総会で承認された取締役報酬の範囲内において、任意の諮問機関である指名評価委員会の意見を参考に個人別の報酬等を決定しております。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割及び成果に応じた評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

当社においては、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の諮問機関である指名評価委員会を設置し、社外取締役の石本哲敏氏を議長として取締役の個人別の報酬等について代表取締役社長に意見を述べており、代表取締役社長は当該意見を参考に取締役の個人別の報酬等を決定していることから、代表取締役社長が委任された権限を適切に行使しているものと判断しております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績条件型 譲渡制限付株式	勤務条件型 譲渡制限付株式	
取締役 (社外取締役を除く)	94,313	73,549	6,684	14,079	2
監査役 (社外監査役を除く)	17,881	17,881	—	—	1
社外役員	21,600	21,600	—	—	4

- (注) 1. 当事業年度末での取締役の人数は5名、監査役の人数は3名であります。上記の支給人数には、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社では、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、業績連動報酬等として業績条件型譲渡制限付株式 (Performance Share) を代表取締役及び業務執行取締役に付与しております。業績条件型譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬債権の額は、上記インセンティブとして機能するために十分と考えられる金額を役位別に取締役会決議により決定しており、また、企業価値の持続的な向上を図るために策定される内部的な目標計画である中期経営計画における最終年度の連結営業利益の達成を株式の譲渡制限解除の指標として採用しております。

4. 当社では、非金銭報酬等として、上記注3の業績条件型譲渡制限付株式（Performance Share）に加え、勤務条件型譲渡制限付株式（Restricted Stock）を代表取締役及び業務執行取締役等に付与しております。その内容は、以下のとおりです。
- ① 譲渡制限期間  
対象役員は、2023年8月10日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
  - ② 譲渡制限の解除条件  
対象役員が、2023年6月16日から2026年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。
  - ③ 当社による無償取得  
当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
  - ④ 株式の管理  
本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。
  - ⑤ 組織再編等における取扱い  
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。
5. 上記の業績条件型譲渡制限付株式報酬および勤務条件型譲渡制限付株式報酬の額は、それぞれの譲渡制限付株式報酬として当期に費用計上した額を記載しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役です。なお、被保険者のうち代表取締役、業務執行取締役、常勤監査役及び執行役員は、株主代表訴訟補償特約について保険料を負担しており、そ

の負担割合は10%です。

当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補の対象としないこととしております。

#### (4) 社外役員その他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	石本哲敏	石本哲敏法律事務所	代表弁護士	-
		岡部株式会社	社外取締役	
	角田朋子	角田朋子公認会計士事務所	代表公認会計士	-
社外監査役	角田朋子	株式会社Lumiere	代表取締役	-
		株式会社カチタス	社外監査役	
	今井良明	今井公認会計士事務所	代表公認会計士	-
		グランツ税理士法人	代表社員	
		グランツ・コンサルティング株式会社	代表取締役	
鶴田信一郎	多摩監査法人	社員	-	
	鶴田信一郎	独立開業	弁護士	-

#### (5) 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役任期期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	石本哲敏	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識・経験等を当社の経営強化のため発言を行っており、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、上記のほか、任意の諮問機関である指名評価委員会の議長として、取締役の個人別の報酬等について適切に行使されるよう、意見を述べております。
取締役	角田朋子	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、財務・会計の専門家としての見地から重要事項の決定と業務執行の監督機能強化のため、発言を行っており、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、上記のほか、任意の諮問機関である指名評価委員会の委員として、取締役の個人別の報酬等について適切に行使されるよう、意見を述べております。
監査役	今井良明	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席し、財務・会計の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。
監査役	鶴田信一郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、監査役会13回のうち13回に出席し、法律の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。

## (6) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度としております。

## (7) 社外役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の額 (千円)	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等 (千円)
		基本報酬	業績条件型 譲渡制限付株式	勤務条件型 譲渡制限付株式		
社外取締役	2名	12,600	—	—	12,600	—
社外監査役	2名	9,000	—	—	9,000	—

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、前連結会計年度に係る追加報酬の額が3,500千円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、業務遂行に関する法令遵守の状況を継続チェックする。
- ② 内部監査部が全拠点を対象に業務監査を実施し、社内基準に基づいた業務遂行が行われているかをモニタリングする。
- ③ 監査役は、必要に応じて内部監査部等と連携して、取締役の職務の執行の状況並びに取締役会の決議事項の実施状況を監視する。
- ④ 公益通報制度の窓口（ホットライン）を設置して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を電磁的記録を含む文書（以下「文書等」とする。）により保存する。
- ② 文書等の保存期間は文書管理規程等の会社規程による。
- ③ 当該情報については、文書管理規程・個人情報保護規程を始めとする情報セキュリティに関する社内規程に基づき適正に管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、各部門と連携して、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む。
- ② コンプライアンス監視委員会は、内部監査部と連携し、経営活動における法令遵守に関するリスク管理を行う。
- ③ 業務の有効性及び財務報告の信頼性を確保するため、内部監査部と各部門が連携し、内部統制の運用体制を強化する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の意思決定を迅速に行うため、取締役の人数を少人数におさえ、取締役会を少人数で構成している。取締役会は、毎月1回開催し、法令及び定款に記載された事項並びに事業運営に関わる重要な事項を決定する。
- ② 取締役及び事業子会社の社長等が参加する事業会社会議を開催し、取締役会や経営会議で決定された経営方針に基づく業務執行の具体的な方針を直接指示し、また現場で執行

されている業務内容に係る具体的な課題・問題を直接把握する。当該会議は、事業運営における経営と現場の間の透明性と効率を高める仕組みとする。

- ③ 取締役会で決定された経営上の基本方針に基づき、具体的な業務計画を策定し、当該計画に係る業務を執行するための手続き等を諸規程に定め、適正で効率的な業務執行が可能となる体制とする。

#### **(5) 当社及び親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の職務の執行に係る重要事項を適宜報告させる。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の経営活動における法令遵守に関する重要事項を適宜報告させるとともに、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び部門長に子会社の取締役等を兼務させることにより、当社の経営上の基本方針を迅速に子会社にも浸透させ、また、子会社の現場の具体的な課題・問題を当社に適宜報告させることにより、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施するとともに、当社のホットラインを子会社にも適用して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。

- ⑤ その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業の独立性を保持しつつも、親会社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する当社の規程だけではなく、親会社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役が当該使用人を置くことを求めた場合は、適切な人物を専属の使用人として選任し、その補助業務を行わせる。

**(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指示は受けないものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行い、当該使用人の選任・解任については、監査役の同意を得るものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人、並びに、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。報告の方法については取締役会と監査役会の協議により決定する。また、かかる監査役への情報提供を理由とした不利な処遇は、一切行わない。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。また、全社的に重要な会議及び全社的な委員会等へ必要に応じて出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び会計監査人と意見交換する。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリングを実施する。
- ③ 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス体制について

- ① コンプライアンス規程に基づき、社長、常勤監査役及び執行役員等で構成されるコンプライアンス監視委員会を原則月1回開催し、法令及び社内規程の遵守状況などの重点確認事項に関し担当部署から報告を受けるとともに、問題発生時に備えた対応及び防止策について検討いたしました。
- ② 内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、ホットラインを設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

### (2) リスク管理体制について

- ① 経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。
- ② 内部監査部は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社を含め組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

### (3) 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を14回開催しております。

### (4) 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、13回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的な情報交換を行い、子会社を含めた取締役の職務の執行について監視をしております。

### (5) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催しているほか、会計監査人及び内部監査部との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	13,529,052
仲介手数料収入	5,496,573
仲介業務関連収入	6,357,353
完成業務高	1,577,880
その他の収入	97,244
営業費用	13,026,481
営業利益	502,571
営業外収益	184,990
受取利息	377
受取配当金	166,437
受取補償金	10,500
雑収入	7,675
営業外費用	1,878
支払利息	1,269
雑損失	608
経常利益	685,683
特別利益	13,685
投資有価証券売却益	6,299
負ののれん発生益	7,385
特別損失	130,518
投資有価証券評価損	85,039
減損損失	45,478
税金等調整前当期純利益	568,851
法人税、住民税及び事業税	160,103
法人税等調整額	△2,196
当期純利益	410,944
非支配株主に帰属する当期純利益	87
親会社株主に帰属する当期純利益	410,857

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	424,630	324,630	6,320,204	△79,973	6,989,491
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		909			909
剰余金の配当			△123,477		△123,477
親会社株主に帰属する当期純利益			410,857		410,857
自己株式の取得				△73,577	△73,577
譲渡制限付株式報酬		7,490		13,025	20,516
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	－	8,400	287,379	△60,551	235,227
当期末残高	424,630	333,030	6,607,584	△140,525	7,224,719

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,303	△2,303	31,271	7,018,459
当期変動額				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				909
剰余金の配当				△123,477
親会社株主に帰属する当期純利益				410,857
自己株式の取得				△73,577
譲渡制限付株式報酬				20,516
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△13,133	△13,133	－	△13,133
当期変動額合計	△13,133	△13,133	－	222,094
当期末残高	△15,437	△15,437	31,271	7,240,553

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,460,162	流動負債	1,512,187
現金及び預金	760,313	営業未払金	87,623
営業未収入金	263,385	リース債務	1,038
関係会社営業未収入金	3,139,823	未払金	304,460
棚卸資産	41,292	未払費用	406,122
前払費用	179,371	未払法人税等	107,232
関係会社立替金	757,677	契約負債	77,515
その他	318,314	預り金	295,193
貸倒引当金	△15	従業員預り金	113,814
固定資産	3,999,871	賞与引当金	119,185
有形固定資産	69,103	固定負債	799,251
建物附属設備	107,479	長期預り保証金	36,321
減価償却累計額	△62,089	退職給付引当金	739,430
構築物	1,100	資産除去債務	23,500
減価償却累計額	△348	負債合計	2,311,438
工具、器具及び備品	59,192		
減価償却累計額	△58,262	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	90,433	株主資本	7,117,324
減価償却累計額	△68,401	資本金	424,630
無形固定資産	863,227	資本剰余金	332,120
商標権	808	資本準備金	324,630
ソフトウェア	827,805	その他資本剰余金	7,490
ソフトウェア仮勘定	792	利益剰余金	6,501,099
電話加入権	4,125	利益準備金	220
その他	29,696	その他利益剰余金	6,500,879
投資その他の資産	3,067,540	繰越利益剰余金	6,500,879
投資有価証券	6,508	自己株式	△140,525
関係会社株式	1,995,245	新株予約権	31,271
営業保証金	60,000	純資産合計	7,148,596
差入保証金	564,494	負債及び純資産合計	9,460,034
長期前払費用	14,539		
繰延税金資産	426,753		
資産合計	9,460,034		

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	3,229,519
仲介手数料収入	225,161
仲介業務関連収入	348,709
完成業務高	468
関係会社経営指導料	2,511,917
その他の収入	143,262
営業費用	3,003,060
営業利益	226,458
営業外収益	181,697
受取利息	1,447
受取配当金	166,436
受取補償金	10,500
雑収入	3,313
営業外費用	1,711
支払利息	1,122
雑損失	588
経常利益	406,445
特別利益	6,299
投資有価証券売却益	6,299
特別損失	91,312
投資有価証券評価損	85,039
減損損失	6,272
税引前当期純利益	321,432
法人税、住民税及び事業税	96,669
法人税等調整額	37,247
当期純利益	187,515

## 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	424,630	324,630	－	324,630	220	6,436,841	6,437,061
当期変動額							
剰余金の配当						△123,477	△123,477
当期純利益						187,515	187,515
自己株式の取得							
譲渡制限付株式報酬			7,490	7,490			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	7,490	7,490	－	64,037	64,037
当期末残高	424,630	324,630	7,490	332,120	220	6,500,879	6,501,099

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△79,973	7,106,348	31,271	7,137,619
当期変動額				
剰余金の配当		△123,477		△123,477
当期純利益		187,515		187,515
自己株式の取得	△73,577	△73,577		△73,577
譲渡制限付株式報酬	13,025	20,516		20,516
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			－	－
当期変動額合計	△60,551	10,976	－	10,976
当期末残高	△140,525	7,117,324	31,271	7,148,596

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ハウスコム株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 早稲田 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐瀬 剛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウスコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ハウスコム株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐瀬 剛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

ハウスコム株式会社 監査役会  
常勤監査役 村岡 彰 ㊟  
社外監査役 今井 良明 ㊟  
社外監査役 鶴田 信一郎 ㊟

以上

# 株主総会 会場ご案内図

## ■ 日時

2024年6月20日（木曜日）  
午前10時開会（午前9時受付開始）

## ■ 会場

東京都港区港南2丁目16番1号  
品川イーストワンタワー 9F  
ハウスコム株式会社 本社大会議室

## ■ 会場までの交通

JR：品川駅 港南口より 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

## ご来場の際のご注意

2階エレベーターホール右側手前にある9階～15階用エレベーターをご利用ください。

